

平成23年度

国の施策等に関する提案・要望

(平成22年7月)

【最重点要望項目】

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

鳥取県知事	平井伸治
鳥取県議会議長	小谷茂功
鳥取県市長会会長	竹内功夫
鳥取県市議会議長会会長	渡辺照秀
鳥取県町村会会長	吉田秀光
鳥取県町村議会議長会会長	牧田武文

国 要 望 項 目 一 覧

< 最重点要望項目 >

- 1 地域主権の確立に向けた体制の整備について【企画部】…………… P1
- 2 真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立について【総務部】…………… P3
- 3 「ふるさと納税」の促進について【総務部】…………… P5
- 4 県内高速道路ネットワークの早期整備について【県土整備部】
第一次的高速道路ネットワークの早期連結について…………… P6
県内高規格道路ネットワークの早期整備について…………… P8
- 5 「境港」の重点港湾及び日本海側拠点港選定と整備促進等、並びに「鳥取港」の整備
促進について【県土整備部】…………… P18
- 6 エコカー関連産業の集積及び次世代電気自動車の普及拡大の推進について
【生活環境部】【商工労働部】…………… P25
- 7 ポリテクセンターの都道府県移管について【商工労働部】…………… P27
- 8 環日本海貨客船航路の安定的な運航と利用拡大に資する支援体制の充実に
ついて【商工労働部】…………… P28
- 9 斐伊川水系中海の護岸整備及び水質改善対策の推進について
【生活環境部】【県土整備部】…………… P30
- 10 口蹄疫対策の強化について【農林水産部】…………… P33
- 11 「食のみやこ鳥取県」販売拠点施設の整備に要する今年度の財源確保について
【農林水産部】…………… P36
- 12 農林業の就業及び定着促進対策の充実強化について【農林水産部】…………… P38
- 13 太平洋クロマグロの資源回復に向けた取組について【農林水産部】…………… P40
- 14 国営中海土地改良事業の中止に伴う代替水源対策の着実な対応について
【農林水産部】…………… P42
- 15 農山漁村地域整備交付金の予算確保等について【農林水産部】…………… P44
- 16 国営農業用ダムに係る農業用水の他目的利用について【農林水産部】…………… P45
- 17 戸別所得補償制度の本格実施について【農林水産部】…………… P47
- 18 果樹農家の経営支援について【農林水産部】…………… P49
- 19 ジオパーク構想に関する支援について【文化観光局】【生活環境部】…………… P50
- 20 国際マンガサミット誘致・実施に向けた支援について【文化観光局】…………… P51
- 21 スポーツ・ツーリズムに関する支援について【文化観光局】…………… P53
- 22 私立中学校に対する就学支援金制度について【企画部】…………… P54
- 23 地球温暖化対策の充実強化について【生活環境部】…………… P55
- 24 黄砂問題に対する取組の推進について【生活環境部】…………… P56
- 25 国内地方航空路線の維持・拡充について【企画部】…………… P58
- 26 少人数学級の制度化について【教育委員会】…………… P59
- 27 北朝鮮当局による拉致問題の早期解決について【総務部】…………… P61
- 28 移植医療の体制整備について【福祉保健部】…………… P62

1 地域主権の確立に向けた体制の整備について

提案・要望の趣旨

「地域のことは地域で決める。活気に満ちた地域社会をつくる。」という地域主権の確立に向けて次の体制整備を行うこと。

国の出先機関を原則廃止することにより、国から地方へ大胆に事務を移管、権限を移譲し、国の関与を最小限にするよう見直すこと。

- ・ハローワーク、ポリテクセンターなど、住民に直結する事務を行っている国の出先機関等は、地方へ移管すること。
- ・地方へ「権限・事務」、「財源とスリム化した人員」をセットで移管すること。
- ・基礎自治体への権限移譲を推進すること。
- ・法令による義務付け・枠付けの見直しを行うこと。

「地域のことは地域で決める」という観点から、国、都道府県、市町村の役割分担を見直すこと。

- ・教育委員会制度や義務教育における人事（発令・懲戒）と給与負担のあり方などについて、抜本的に再検討すること。

国から地方への事務の移管、権限移譲の受け皿として、自治体間で事務を共同処理するハイブリッドなサービス提供主体を創設するのに必要な制度改正を早急を実施すること。

- ・都道府県間、都道府県と市町村との間、市町村間で事務を共同処理する新たな中間的な自治体として、法人格を有する簡素で効率的な協議会「広域執行連合」（仮称）を創設するのに必要な制度改正を早急を実施すること。

国と地方が適切に協議を行う場を構築し、適期に運用すること。

提案・要望の背景、課題

地域が抱える課題や地域住民の行政に対するニーズが多様化している。このような状況において、地域のことは地域で決める、新しい地域を創っていくためには、これまでのような行政主体による地域づくりでは限界がある。住民やNPOなど地域で活躍し、活動される方々と行政とが、お互いにパートナーとして認め合い、ともに地域づくりを進めていく関係を構築し、住民自治の力で新しい地域づくりを進めていくことが求められている。

地方が、自ら考え、責任を持った地域運営や仕組みづくりを構築することができるようにするためには、「そもそも本来、誰が担うべき事務・権限なのか（地方において担うことはできないのか）」といった観点での抜本的な見直しが必要不可欠。

「ポリテクセンター」や「ハローワーク」については、地域における求人・求職ニーズや、産業振興を図る上で必要な人材育成策、従来から地方が担ってきた生活保護制度をはじめとしたセーフティネットなどと一体的な実施が求められる。

「教育委員会」については、義務教育である小中学校の運営は市町村の責務とされ、義務教育教職員についても市町村の職員として位置付けられている一方で、その人事権や給与の支払いを都道府県が行っており、抜本的に再検討すべき時期に来ている。

地域主権改革を進めていくためには、住民に最も身近な基礎自治体である市町村の役割が、今後、より一層重要となる。そのため、地域においては、住民一人ひとりが自ら考え、事務や権限の取舍選択や主体的な行動を行うとともに、その行動と選択に責任を負うことが必要である。また、地域主権改革においては、国の出先機関の多くが廃止され、その権限や事務のほとんどが都道府県に委譲されるため、都道府県、市町村においては、それらの事務を効率的に執行できるよう、都道府県間、都道府県と市町村との間、市町村間で事務を共同処理する仕組みの構築が必要不可欠である。

現在でも事務の共同処理の仕組みは様々あるが、中でも現行の「協議会」制度に不足している部分（法人格を持たず、法的主体となり得ない）を補い、また、現行の広域連合制度が持つ手続の煩雑さ等を解消する、簡素で効率的な事務執行を行うことができる法人格を有する新たな機関の創設が急務。

現行の枠組みの中間的な自治体として、「広域執行連合（仮称）」を創設するよう、法令等の整備を行うべき。

こうした体制整備の実現には、国と地方が、計画段階から適切な形で協議を行う場を構築し、タイムリーに運用することが重要。

三位一体改革の際に国が一方的に地方交付税の大幅削減を実施したこと、新型インフルエンザワクチン接種費用の負担を一方的に地方に押しつけたことなど、こうしたことが今後繰り返されてはならない。

2 真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立について

提案・要望の趣旨

地方税財源の充実強化と偏在の是正

今後増大が見込まれる行政サービスの安定的な提供に向けて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の引上げを含む税制の抜本的改革の議論を行い、その早期実現を図ること。

地方環境税（仮称）の創設等

暫定税率を廃止し、当分の間従前の税率水準を維持するために設けられた特例税率の見直しや自動車取得税の廃止を検討する際は、明確な財源措置を示すこと。

また、地方自治体が地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進に果たしている役割を踏まえ、地方環境税（仮称）を創設すること。

地方交付税総額の復元・増額

財政運営戦略が策定されたところであるが、プライマリー・バランス目標や基礎的財政収支対象経費の3年据置きの実現に向けては、国の赤字を地方に付け替えるようなことは行わず、地方交付税については交付税率の引上げ等を的確に行い、三位一体改革の影響により減少した地方の一般財源総額を復元すること。臨時財政対策債に依存することなく、全額を交付税措置すること。

ひも付き補助金の廃止と一括交付金化

一括交付金の制度設計に当たっては、主に次の事項に留意すること。

- 対象となる事業が滞りなく執行できるよう、必要な予算総額を確保すること。
- 一括交付金の配分に当たっては、客観的な指標に加え、社会資本整備の進捗率、財政力の強弱など地方のニーズに配慮すること。

子ども手当の全額国庫負担

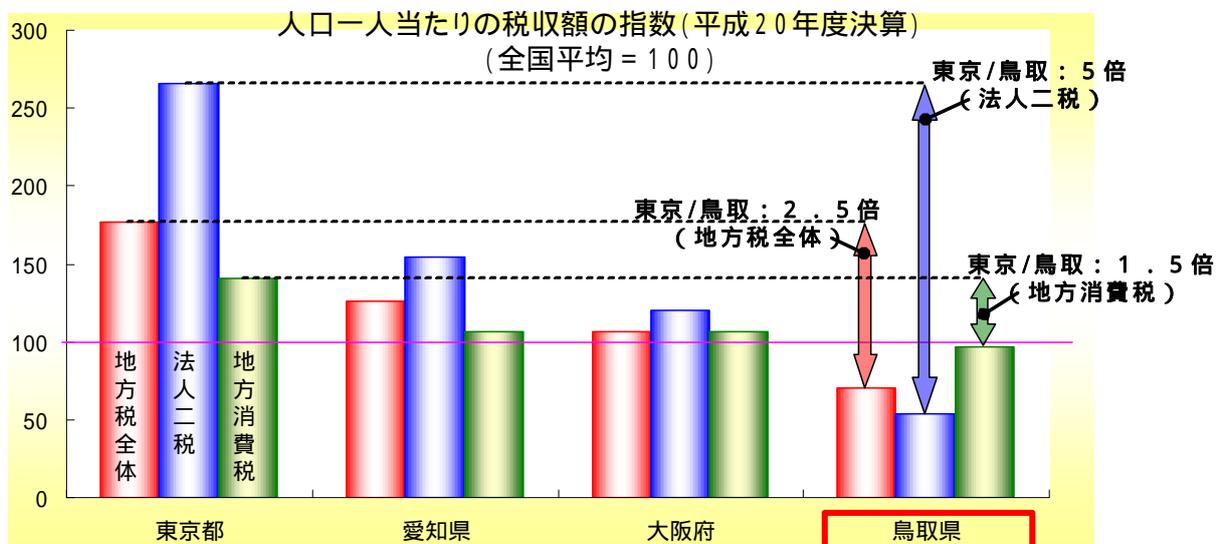
平成23年度以降の子ども手当の支給は全額国庫負担とし、国の責任において必要な財源を確保すること。

宝くじ発売の許可継続

宝くじ発売収益金の約4割は地方自治体の自主財源として公共事業など地域づくりに役立てられており、地方自治体にとって重要かつ貴重な財源であることから、発行元である地方自治体が主体的に改善を行うこととし、総務大臣も引き続き宝くじの発売許可を継続すること。

提案・要望の背景、課題

地方税財源の偏在性と格差 [都市部と地方部の比較]



地方税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたもの
人口は、平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口による

三位一体改革の影響

< 例 > 鳥取県の場合 H15年度 H22年度で

- 【三位一体改革の影響額】 174億円の実質的な減額 (参考：H22当初予算3,345億円)
- 【地方交付税等の削減額】 109億円 (地方交付税 + 臨時財政対策債等の削減額)
- 【税源移譲による影響額】 65億円 (国庫補助金126億円のうち、県税への移譲額61億円)

3 「ふるさと納税」の促進について

提案・要望の趣旨

納税者にとってさらに使いやすい制度とするため、給与所得者の場合は、年末調整により控除できる仕組みを実現すること。

個人住民税の特例控除額の上限（個人住民税所得割額の1割）の引き上げを行うこと。

個人住民税の適用下限額（5,000円）を所得税の適用下限額（2,000円）にあわせて引き下げること。

提案・要望の背景、課題

「ふるさと納税」は、制度発足から2年を経過し、寄付者が応援する「ふるさと」に多くの寄付が寄せられ、全国の自治体の活性化につながっている。

また、平成22年度の税制改正において、所得税の寄付金控除の適用下限額の引下げなど、寄付税制の改正が行われた。

今後、「ふるさと納税」が将来にわたって広く国民に理解され、身近で簡便な手続きが確保されることで、より一層利用しやすい制度となる必要がある。



4 県内高速道路ネットワークの早期整備について 第一次的高速道路ネットワークの早期連結について

提案・要望の趣旨

第一次的高速道路ネットワークに未だに欠落箇所が存在していることは地方と都市部の格差をさらに拡大させる要因であり、国土の均衡ある発展を図るためにも、国の新成長戦略に盛り込んだ上で、特別措置法の制定や特別枠などの設定により予算を優先配分し、国家政策として2020年度までに連結すること。

- ・ 本県における以下の事項については、地域住民(県民)が高規格道路の開通による新たな企業活動を展開していくためにも、供用時期を明確にした上で、予算を優先配分し、早期に供用すること。
 - (1) 山陰道の平成20年代の県内全線供用
「鳥取西道路」、「北条道路」、「中山・名和道路」、「名和・淀江道路(延伸部)」
 - (2) 鳥取豊岡宮津自動車道の整備促進
「駟馳山バイパス」、「岩美道路」
 - (3) 鳥取自動車道の平成24年度の全線供用
「大原～西粟倉間」
- ・ 特に、用地取得がほぼ完了し、埋蔵文化財調査についても概ね完了の目途が立っている以下の箇所については、平成25年度供用が可能な状況にある。早期供用に向けた地権者の熱意に応えるためにも、予算を重点配分し平成25年度の供用を確実なものとする。こと。
「駟馳山バイパス」、「鳥取西道路(鳥取IC～鳥取空港IC)」、「中山・名和道路」、「名和・淀江道路(延伸部)」
- ・ 第一次的高速道路ネットワークの早期連結のために、県も用地取得の地元交渉や埋蔵文化財調査等において最大限の努力を行っている。山陰道建設予定地は埋蔵文化財の宝庫であり、県も調査員を大幅に増員して調査体制の充実を図っており、23年度以降も引き続き調査を行うことができるよう格別の御配慮をお願いしたい。
「鳥取西道路」(鳥取空港IC～青谷IC)

提案・要望の背景、課題

長らくその整備を後回しにされてきた当県の第一次的高速道路ネットワークについては、本年3月に鳥取自動車道の県内区間が全線開通して南北軸が概成したものの、未だに東西軸である山陰道と鳥取豊岡宮津自動車道に欠落箇所が存在。

このため、県下一体で南北軸の恩恵を享受することができず、企業や観光客の誘致等に際して依然として不利な状況にあることは、地域経済を停滞させ、人口流出や高齢化等により地域の衰退を加速させる要因。

第一次的高速道路ネットワークは、地方が地域資源を最大限活用し、地域力を向上させるために最低限必要なインフラであるにもかかわらず、未だに欠落箇所が存在していることは地方と都市部の格差をさらに拡大させる要因であり、国土の均衡ある発展を図るためにも国家政策として早期に連結することが必要。

国の骨格を形成する基幹的なインフラである第一次的高速道路ネットワークの整備については、国の新成長戦略に盛り込み、国家政策として2020年までに連結し、地方が新たな成長戦略に取り組める社会基盤を構築すべき。

第一次的高速道路ネットワークの連結に必要な予算については、早期連結に向けた特別措置法の制定や予算の特別枠などの設定により優先配分するとともに、都市部の高速道路を利便増進事業の会社施行方式で施行することによって生じた直轄事業予算の余裕分を投入していただきたい。

23年度以降も22年度予算と同様に、開通時期が近く、事業年数が短い事業箇所への優先配分を基本方針とするのであれば、供用時期が公表されていない事業箇所については予算配分において不利となるため、早期に供用時期を公表していただきたい。

特に用地取得がほぼ完了し、埋蔵文化財調査についても概ね完了の目途が立っている以下の箇所については、25年度供用が可能な状況にあり、予算の重点配分により早期供用を確実なものとしていただきたい。

「駟馳山バイパス」、「鳥取西道路（鳥取IC～鳥取空港IC）」
「中山・名和道路」、「名和・淀江道路（延伸部）」

第一次的高速道路ネットワークの早期連結を切望する本県も、用地取得の地元交渉や埋蔵文化財調査において最大限の努力を行っている。特に埋蔵文化財調査については21年度からの集中的な実施に合わせて調査体制を約500名規模に拡充したところであり、予期せぬ調査量の縮小は雇用問題に直結することから、23年度も引き続き調査が行えるよう格別の御配慮をお願いしたい。

4 県内高速道路ネットワークの早期整備について 県内高規格道路ネットワークの早期整備について

提案・要望の趣旨

地域間交流、観光及び産業の活性化に資するため、第一次的高速道路ネットワークを補完する県内高規格道路ネットワークを早期に整備すること並びに既存ストックの有効利用を図ること

・地域高規格道路の整備促進

- (1) 県で整備中の「北条湯原道路」及び「江府三次道路」の整備促進のための予算確保
「倉吉道路」、「江府道路」
- (2) 「北条湯原道路」の県内唯一の未事業区間である「倉吉関金道路(仮称)」の早期事業化
- (3) 国で整備中の「国道183号鍵掛峠道路」の整備促進

・「米子自動車道」の整備及び無料化

- (1) 「大山PAスマートIC(仮称)」早期整備のための予算確保
- (2) 「蒜山IC～米子IC」の4車線化の早期実現
- (3) 「落合JCT～米子IC」の無料化

提案・要望の背景、課題

当県の高規格道路ネットワークは、未だに東西軸である山陰道と鳥取豊岡宮津自動車道に欠落箇所が存在する上、平成21年度末の高規格道路(A+A路線)の供用率も約57パーセントと、全国の平均(都道府県の単純平均)約78パーセントを大きく下回っている現状。

裏日本と称される日本海側に位置する当県が、企業や観光客の誘致等における地勢的な不利を克服し、さらにその特性を活かして北東アジア地域のゲートウェイ(玄関口)となり得るポテンシャルを発揮するためには、基幹となる第一次的高速道路ネットワークはもとより、それを補完する地域高規格道路を含めた県内高規格道路ネットワークの早期整備が不可欠。

また、開通している南北軸の米子自動車道(「落合JCT～米子IC」)についても、事故や積雪等で通行止めとならないよう、その機能を最大限発揮するためには4車線化や料金無料化が必要。

5 「境港」の重点港湾及び日本海側拠点港選定と整備促進等、並びに「鳥取港」の整備促進について

提案・要望の趣旨

【「境港」について】

重点港湾に選定し、次の整備事業を促進すること

- ・中野地区多目的国際ターミナル整備事業（直轄事業）〔新規事業〕
目的：原木輸送船の大型化への対応
- ・竹内南地区国際フェリーターミナル整備事業（補助事業）〔新規事業〕
目的：環日本海定期貨客船などの就航への対応
- ・外港地区防波堤整備事業（直轄事業）〔継続事業〕

日本海側拠点港に選定すること

リサイクルポート（総合静脈物流拠点港）に指定すること

【「鳥取港」について】

次の整備事業を促進すること〔継続事業〕

- ・防波堤（第1）の整備促進（直轄事業）
- ・防波堤（第2・第3）の整備促進（補助事業）

提案・要望の背景、課題

【「境港」について】

重要港湾「境港」は、平成21年6月に境港 - 東海（韓国江原道） - ウラジオストク（ロシア沿海地方）を結ぶ日本唯一の国際定期貨客船が本格運航を開始、また、原木の輸入量は平成19年実績で日本海側第1位であり、地域の合板及び製紙生産量は国内シェアの約10%を占めるなど、日本海側の拠点港として極めて重要な役割を担っている。

今般、日露知事会議共同声明において航路と鉄道を利用した物流ルート強化が盛り込まれたところであり、また、ロシア沿海地方政府との友好交流締結、並びに韓国江原道・ロシア沿海地方との定期航路発展への覚書締結がなされ、さらに、近日中にはロシア企業家組織連盟の交易事務所が「境港」に開設されるなど、環日本海貿易ネットワークの強化が図られてきており、「境港」の拠点性が一層高まっているところである。

しかしながら、国際定期貨客船は、暫定的に貨物埠頭に旅客ターミナルを設置しての運航となっており、また、輸入原木の長距離輸送に伴う貨物船の大型化が進んでいることなどから、これらに対応する岸壁など、新たな港湾施設の整備が急務である。

については、東アジア共同体構想や観光立国の推進という国策の実現を図るためにも、北東アジア諸国との航路の充実・強化が不可欠であり、日本海側の玄関口となる重要港湾「境港」を重点港湾及び日本海側拠点港に選定し重点的な整備を早急に実施することが極めて重要である。

また、「境港」は多数のリサイクル企業が既に立地しており、今後、金属くずやRPFなどのリサイクル貨物の増加が見込まれ、地理的にも経済的にもリサイクル貨物の拠点として高いポテンシャルを有していることから、リサイクルポートに早急に指定していただきたい。

【「鳥取港」について】

一方、「鳥取港」においては、千代川河口からの水流と日本海の波浪、潮流により港口付近で複雑な波が発生しており、中小船舶の航行の妨げになっている。

このため、西側からの入出港を可能とする西浜航路の開設が急務である。

6 エコカー関連産業の集積及び次世代電気自動車の普及拡大の推進について

提案・要望の趣旨

電気自動車を核とした環境エネルギー関連産業の振興など革新性を有する取組みへ、国として最大限の支援を行うこと。

電気自動車を活用した再生可能エネルギーによる「地産地消型エネルギーグリッド事業」の展開を目指す当県が、国の「次世代エネルギー・社会システム実証地域」に選定されることが可能となるよう、選定地域数及び関連予算を拡充すること。

当県初の電気自動車生産企業の進出先である米子市が、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（通称「企業立地促進法」）に基づく固定資産税の減収補填（交付税措置）を受けられるようにすること。（市町村ごとの財政力指数ではなく、計画地域全体の財政状況を勘案した制度に変更すること。）

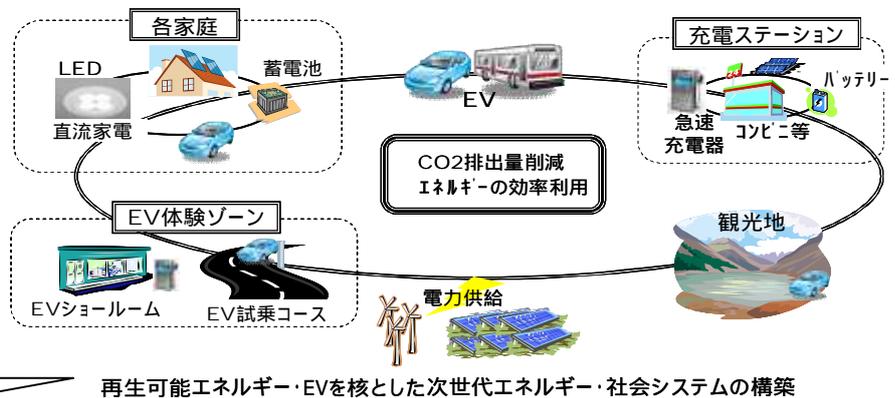
充電設備に対する国の補助事業を継続し、補助対象を設置工事費まで含めるよう拡充を図るとともに、主要国道のパーキングエリア、道の駅等への充電設備の設置、高速道路会社へも設置の働きかけを行うなど、電気自動車が快適に走行できる環境を整備すること。

提案・要望の背景、課題

電気自動車の開発・製造を行う、株式会社ナノオプトニクス・エナジーが米子市へ進出

雇用計画： 約800名（5年計画）
 設備計画： 約230億円（5年計画）
 将来構想：
 ・太陽光発電設備の製造・運用事業（パネル組立て拠点）
 ・エネルギー・情報グリッド事業
 地域で発生・消費するエネルギー情報網の構築、利用情報の「見える化」等によるエネルギーの地産地消モデルの確立

また、同社が将来構想として掲げる、スマートグリッド等を活用したエネルギーの地産地消モデルと、情報ネットワークを活用したエネルギーの「見える化」は、経済産業省が掲げる「次世代エネルギー・社会システム」の構築に合致するもの。



国では、こうした革新性を有する事業に対し、株式会社産業革新機構からの出資等により積極的に支援されており、高く評価している。しかしながら、当県のように情報や資金供給等の面で都市部に比べハンディを負っている地方では、事業化のための多額の資金調達に困難があり、国の支援が必要。

地方では、都市部と比較して多様で豊富な再生可能エネルギーの創出の可能性があり、多くの事業者の関与により地域活性化の一端を担うことが期待される「次世代エネルギー・社会システム」について、都市部以外の多様な特性を有する各地方においても汎用性あるシステム開発を進めるために、国の実証地域の選定地域数及び関連予算の拡充が必要。

県内における電気自動車生産が着実に進むよう、企業立地促進法に基づく市町村の固定資産税の減収補填（交付税措置）について、市町村ごとの財政力指数ではなく、計画地域全体の財政状況を勘案した制度に変更することが必要。

電気自動車の普及拡大には充電インフラの整備が不可欠

- ・ 充電設備に対する国の補助制度は、設置を検討する事業者・自治体にとって大きなインセンティブとなっており、引き続き補助制度を継続するとともに、設置に必要な工事費が設置者の大きな負担になっていることから、設置に伴う工事費も新たに補助対象とすることが必要。
- ・ 現在、県内の主な観光地周辺を中心に設置を推進しているところであるが、電気自動車を利用した県外からの観光客の呼び込み及び県内の長距離移動には幹線道路である国道及び高速道路のパーキングエリア等への充電設備の設置が必要。

7 ポリテクセンターの都道府県移管について

提案・要望の趣旨

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案に含まれるポリテクセンターの都道府県への移管条件については、事前に、移管先である都道府県の意見を十分に聞き、必要な見直しを行うこと。

本県の受入条件

- ・施設設備は無償譲渡すること。
- ・必要な財源を国が恒久的に措置する制度を整備すること。
- ・職業訓練の内容を国が制限することなく、県の産業振興施策や企業ニーズに応じて県が独自に設定できること。
- ・現行法では認められていない県立職業能力開発校の地方独立行政法人化を可能にすること。

ポリテクセンターの都道府県移管に係るスケジュールを早期に提示すること。

提案・要望の背景、課題

「雇用・能力開発機構の廃止について」の概要（平成20年12月24日閣議決定）

- ・ポリテクセンター等を（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（仮称）に移管し、国の責任において引き続き職業能力開発業務を行う。
- ・あわせて、受け入れやすい条件を整備した上で、希望する都道府県等にはポリテクセンターを移管する。

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案(以下「法案」という)は、当初予定されていた第174回国会には提出されず、今後の提出時期は未定

- ・法案に含まれるポリテクセンターの移管条件では、財政的に受け入れは困難。
- ・事前に移管先である都道府県の意見を聞くことなく決められたことは遺憾。

法案におけるポリテクセンターの都道府県への移管条件

区 分	施設の譲渡額	施設の運営費
機構職員の引受割合	1 / 2 以上	無償
	1 / 3 以上	補助率 10 分の 10
	1 / 3 未満	補助率 10 分の 8
備 考	5 割減額	補助率 10 分の 5
	平成 25 年 3 月 31 日までの間に移管	平成 25 年 3 月 31 日までに移管された施設について移管後 2 年度間に限定

地方独立行政法人の対象業務は、地方独立行政法人法により業務が限定

現在、県立職業訓練施設は地方独立行政法人制度の対象になっていないが、一方国では、独立行政法人雇用・能力開発機構において職業訓練を実施。

県立施設も県直営だけではなく、施設の運営に係る選択肢として地方独立行政法人化も可能となるよう現行法の整備が必要。

【ポリテクセンター移管に係る当県の考え方】

地域における職業訓練は、地域における人材ニーズや産業振興を図る上で必要な人材育成と一体となっておこなわれるべきであり、地方での一元的な職業訓練が必要。

当県が示す受入条件が満たされれば、当県が必要と判断したポリテクセンターについて移管を希望。

8 環日本海貨客船航路の安定的な運航と利用拡大に資する支援体制の充実について

《提案・要望の趣旨》

C I Q体制の充実、迅速な手続を確保すること。

ウラジオストク港の通関手続の迅速化及び透明化に関するロシア政府への働きかけを積極的に行うこと。

提案・要望の背景、課題

アジアが「世界の成長センター」として世界経済・金融危機後の経済成長を牽引し、ロシアが東シベリア以東の開発を活性化しアジア地域との協力・連携を深めるなか、日本海を囲む北東アジア地域のヒト、モノ、カネの流れを円滑化することが、日本、アジア、そして世界にとって大きな利益と認識。

鳥取県は、地理的優位性を活かし、我が国と北東アジア地域とを結ぶゲートウェイ（玄関口）を標榜。昨年6月には、境港 - 東海（韓国江原道） - ウラジオストク（ロシア沿海地方）を結ぶ環日本海貨客船航路が就航し、現時点で、約3万人の旅客と貨物が日本海を往来。

この航路の安定的な運航は、北東アジア地域の安定と繁栄に大きく寄与し、ひいては我が国の国益にも合致すると確信している一方、北東アジア地域との貿易やビジネスの拡大には、未だ障壁や障害が多いのも事実。

〔・ウラジオストクでの貨物通関に当り、日数、手続き等が不透明であり日露貿易の活性化の隘路となっている。 例：生鮮品等の腐り、必要書類の不統一等〕

9 斐伊川水系中海の護岸整備及び水質改善対策の推進について

《提案・要望の趣旨》

斐伊川水系中海の湖岸堤整備の促進について

- ・大橋川改修事業に伴い、米子・境港両市民の安全・安心を確保する中海湖岸堤の整備を促進すること。

斐伊川水系中海の水質改善について

- ・湖沼法指定湖沼における浅場造成の規模拡大や覆砂による湖底環境の改善など水質浄化対策を積極的に推進すること。
- ・湖沼の水質改善に資する非特定汚染源からの負荷対策など汚濁機構解明等の調査研究を推進すること。
- ・湖沼法指定湖沼において、湖沼水質保全計画等に基づき、県や市町、各種民間団体が実施する事業に係る財政支援を拡充、創設すること。

提案・要望の背景、課題

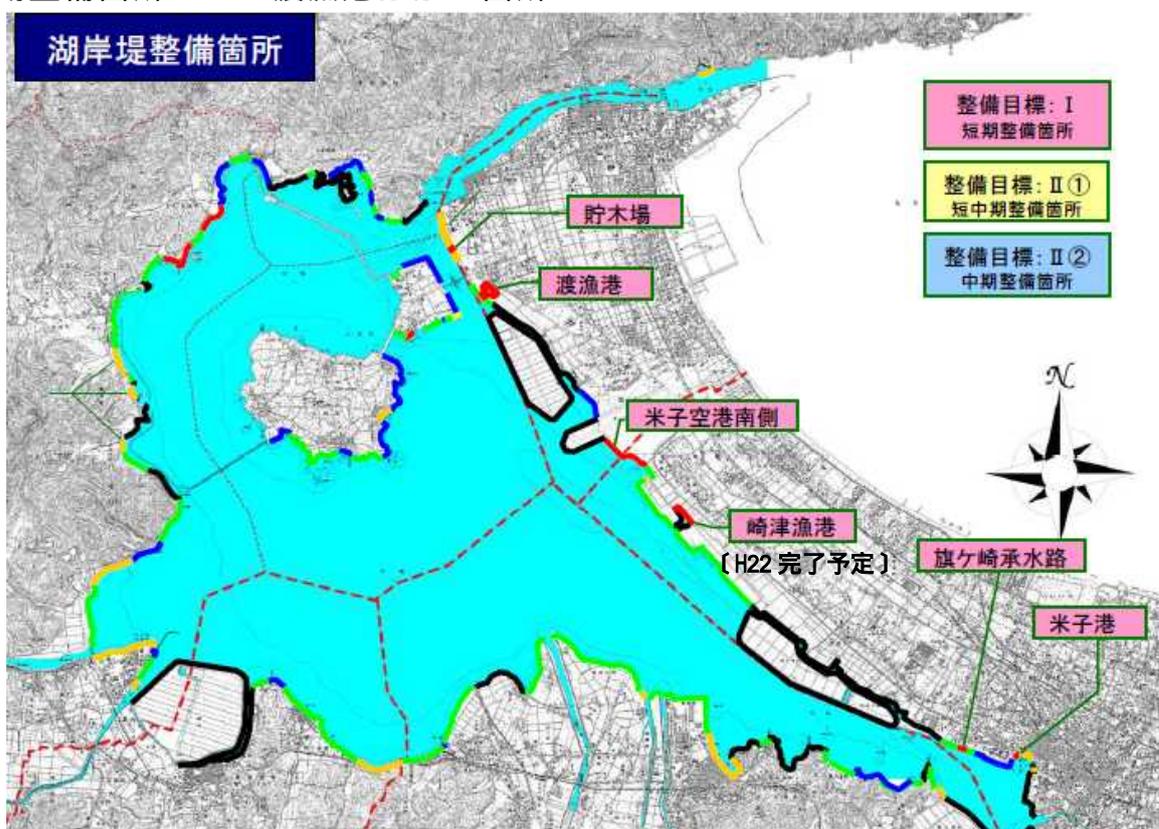
【斐伊川水系中海湖岸堤整備の促進について】

背景

- ・大橋川改修事業の実施に当たり、鳥取・島根両県が協定書を締結のうえ同意。
(平成 21 年 12 月 19 日)
- ・協定書の合意事項に、中海湖岸堤の整備について国が示した工程表に沿った整備を国に求めて行くことを明記。
- ・中海圏域の未来に向けて行政機関（国土交通省、農林水産省、鳥取・島根両県、中海沿岸市町等）が協議する「中海会議」を設立。
(平成 22 年 4 月 22 日)

整備促進要望箇所

- ・短期整備箇所・・・渡漁港ほか 5 箇所



10 口蹄疫対策の強化について

提案・要望の趣旨

防疫対策の更なる徹底

口蹄疫のこれ以上の感染拡大は、わが国の畜産業界にとって極めて深刻な問題であり、国民生活にも重大な影響を及ぼすことになるので、国の責任において徹底した原因究明及び今後の防疫体制整備を行うこと。

財政措置

口蹄疫の侵入防止のため、県、市町村、関係団体が自主的に実施した防疫対策、風評被害対策経費について、特別交付税措置を含む財源措置により全額国庫補てんすること。

「口蹄疫発生に伴う関連対策」の対象地域の拡大

九州・沖縄で実施されている「口蹄疫発生に伴う関連対策」のうち、家畜市場の中止、延期による子牛出荷遅延対策など、影響が九州・沖縄以外に及ぶものについては事業対象地域を全国に拡大すること。

埋却候補地の事前選定に係る国の関与

的確な初動防疫を講じるためには殺処分家畜等の埋却地を事前選定しておく必要がある。候補地には国有地活用の検討も不可欠であり、事前選定段階から国が関与すること。

口蹄疫対策特別措置法

- 今後の発生時に備え、即座に生産者等への補償措置、迅速な対応が取れるよう時限立法としないこと。
- 財政負担は国家防疫の観点から、地方自治体の負担がなく、全額国の直接負担とすること。

《提案・要望の背景》

- ・ 平成22年4月20日に宮崎県で発生した口蹄疫は、国及び宮崎県をはじめ、関係者が懸命に措置を講じてきたにもかかわらず、感染被害は大きく拡大し事態は深刻化した。被害拡大の徹底した原因究明と、今後の防疫体制を構築する必要がある。
- ・ 本県においては、口蹄疫の侵入防止を図るため、知事命令による偶蹄類飼養農場の緊急一斉消毒、風評被害等に備えた子牛市場対策、農家経営対策、消費対策、食肉流通対策の県単独予算による対策を講じている。
- ・ 安心して畜産経営が継続できるよう、また、子牛市場、食肉流通等の正常化を図るため、一刻も早く口蹄疫の終息を図ることが重要であるとともに、発生地である宮崎県はもとより、全国的に口蹄疫の影響を受けた畜産農家、市場、消費流通等への支援策を講じる必要がある。
- ・ 口蹄疫のまん延防止には初動対応が重要であり、本県では口蹄疫の発生に備え、殺処分家畜等の埋却候補地を事前選定しているところだが、自己所有地での埋却可能農場は約7割程度。候補地選定が困難で国有地活用の検討も不可欠なため、事前選定段階から国の関与が必要。
- ・ 口蹄疫対策特別措置法が平成22年6月4日に施行、平成24年3月31日までの時限立法とされている。今回の宮崎県では、生産者に対する補償措置の提示の遅れが防疫措置の着手に支障を来たしたため、今後の発生時に備え、恒久法として整備しておく必要がある。
- ・ 口蹄疫対策は、国家防疫の観点で実施されるべきであり、対策に係る財政負担は、全額国の直接負担とすべき。

1 1 「食のみやこ鳥取県」販売拠点施設の整備に要する今年度の財源確保について

提案・要望の趣旨

「食のみやこ鳥取県」を推進するため、県内農林水産業団体等が連携して、鳥取自動車道の開通に合わせて平成23年春にオープンを予定している「食のみやこ鳥取県」販売拠点施設の整備が促進できるよう今年度の財源を確保すること。

提案・要望の背景・課題

本県では、素材が良く、安全安心で美味しい食の魅力を提供する「食のみやこ鳥取県」を推進しているところ。

「食のみやこ鳥取県」を推進するため、県内農林水産業団体等は連携して、鳥取自動車道の開通に合わせて、平成23年春のオープンを目指した「食のみやこ鳥取県」販売拠点施設の整備を予定している。

この取組みについて、平成22年度に国の「強い農業づくり交付金」の支援を受けるように要望し、県としても、鳥取市と連携して、駐車場の整備等について支援してきているところ。

しかしながら、この「強い農業づくり交付金」の内示がゼロとなり、本県における「食のみやこ鳥取県」の着実な推進に懸念が生じている。

については、販売拠点施設の整備に必要な財源の確保をお願いしたい。
(産地収益力向上支援事業の第2次公募に申請準備中)

《「食のみやこ鳥取県」販売拠点施設の整備の概要》

・事業主体	県内農林水産業団体等（鳥取市賀露町「かるいち」敷地内に建設）
・事業内容	農畜産物直売所、地域食材供給施設、地域交流促進施設等の整備
・事業費	469,531千円
・助成必要額	214,898千円
・予 定	
着 工	平成22年11月
竣 工	平成23年3月
オープン	平成23年4月～6月

1 2 農林業の就業及び定着促進対策の充実強化について

提案・要望の趣旨

『農の雇用事業』における制度拡充と事業継続

- (1) 助成対象者に、I J Uターン者等の円滑な農業就業に必要な基礎技術研修を行う農地保有合理化法人等を追加すること。
- (2) 研修支援期間の延長、助成対象経費の見直し及び助成額の増額をすること。

『経営体育成交付金（新規就農者補助）』の要件拡大と事業継続

- (1) 就農時期を限定せず、就農後3年以内の者を対象とすること。
- (2) 予算枠を拡大すること。

『緑の雇用担い手対策事業』等の林業就業促進施策の継続及び充実

- (1) 『緑の雇用担い手対策事業』の継続及び助成額の引き上げ、研修支援期間の延長及び募集時期の見直し、作業種区分の拡充（特用林産の追加）を行うこと。

県産農林水産物を活用する食品・木材関連産業の雇用対策支援制度の創設

- (1) 農林水産物加工業者等が行う規模拡大、新部門導入等に伴う新規雇用に対する支援施策を創設すること。

提案・要望の背景、課題

厳しい経済、雇用情勢を受け、農林業は新たな雇用の受け皿として注目されており、当県でも、国の『農の雇用事業』及び『緑の雇用担い手対策事業』に県の独自施策を加え、農林業への就業と担い手の確保を積極的に推進しているところ。

平成21年度は、338名の雇用について事業採択しており、引き続き高い雇用創出を図るとともに、これら新規参加者が確実に定着できるよう、関係する国の各施策について、事業の継続と支援内容の拡充が必要。

雇用対策としては、国においても多様な支援が行われているが、農林業向けの施策は必ずしも実態にあった内容となっていない。そのため、要件、助成単価等を見直すとともに、早期経営安定対策の強化など、より実効性の上がる支援となるよう拡充が必要。

【鳥取暮らし農林水産就業サポート事業の実施状況】

	事業名		助成対象	雇用創出状況		県独自の要件緩和等
				目標数	採択数	
農 業	鳥取県版「農」の雇用緊急支援事業	新規就業者早期育成支援事業(国、県)	農業法人、農業者、作業受託事業者等	158名	177名 (うち国庫100名)	作業受託事業者を対象に追加等
		就農研修支援事業(県)	農地保有合理化法人	28名	30名	県独自の支援
		県産農林水産物加工業者雇用支援事業(県)	食品加工業者	34名	21名	県独自の支援
林 業		鳥取県版緑の雇用対策緊急支援事業(国、県)	林業事業者	77名	73名 (うち国庫39名)	通年の申請受付等
		木材産業雇用対策緊急支援事業(県)	製材工場等	42名	37名	県独自の支援
合計				339名	338名	

(国、県)：国庫事業に県事業を組み合わせる要件拡大、追加助成を行っている事業
(県)：県独自の支援施策

1 3 太平洋クロマグロの資源回復に向けた取組について

提案・要望の趣旨

農林水産省は平成22年度中に「太平洋クロマグロの資源回復計画」を策定することとしており、大中型まき網漁業については、休漁、漁獲サイズの制限、個別漁獲割当等の管理措置の導入が検討されている。

本県境港では、6～8月にかけて大中型まき網漁業で漁獲されたクロマグロの水揚げがあり、地域の基幹漁業となっていることから、急激な管理措置の導入は地域経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。

このため、資源管理措置の導入に当たっては、クロマグロ漁業が持続的なものとなるよう、地域の漁業実態に十分に配慮し、漁業関係者の意見を十分踏まえた上で、地域の漁業へ甚大な影響を与えないよう、科学的な根拠に基づく適切な管理方策を検討されること。

《提案・要望の背景》

- ・ 我が国は太平洋クロマグロの最大の漁業国かつ消費国であり、その持続的利用に大きな責務があることから、農林水産省は、平成22年5月11日に「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」としてその基本的な方向性を公表。
- ・ この中では、平成22年度中に太平洋クロマグロの資源回復計画を策定し、平成23年度から実施するほか、この計画の実施を促進するための漁業所得補償制度等の支援措置の導入の検討などが盛り込まれている。

【想定されている管理措置の内容】

沖合漁業管理（大中型まき網漁業を対象）

休漁、漁獲サイズの制限、個別漁獲割当等、漁業実態に応じた適切な管理措置の導入

- ・ 本県境港では、6～8月に大中型まき網漁業が山陰沖の日本海でクロマグロを漁獲し、近年では平成20年に過去最大の30億円の水揚げ（属地）をあげるなど、地域の基幹漁業となっていることから、急激な管理措置の導入は地域経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。

特に、想定されている休漁期が産卵時期の6～8月であり、山陰沖での漁獲が否定されかねない状況

- ・ 資源管理措置の導入に当たっては、クロマグロ漁業が持続的なものとなるよう、地域の漁業実態に十分に配慮した上で、科学的な根拠に基づく適切な管理方策を導入することが必要。

日本海のクロマグロの水産資源調査は、平成22年度から（独）水産総合研究センターを中心に始まったばかり。日本海での漁獲が日本周辺のクロマグロ資源に及ぼす影響を科学的に判断した上での資源管理の実施が必要。

1 4 国営中海土地改良事業の中止に伴う代替水源対策の着実な対応について

提案・要望の趣旨

国営中海土地改良事業は平成22年度完了にもかかわらず、施設の維持管理費について地元合意が難航している。については、次の事項について早急に対応すること。

地元は、「淡水化中止により新たに必要となった送水区間（米川から干拓地の間）の管理費は、農家が負担すべきものでない。大型公共事業の中止・撤退であり、国は大胆な負担軽減措置を講じるべき」と強く反発。このため、合意に向け特段の対策を講じること。

干拓地への送水施設（ろ過池）に藻が大量に発生しており、機能障害や管理費の増大に繋がるので、速やかに改善すること。

《提案・要望の背景、課題》

干拓農家や米川土地改良区は、次の理由から、「大型公共事業の中止・撤退であり、国は大胆な負担軽減措置を講じるべき。」と主張。

干拓農家にとっては、「淡水化中止により新たに必要となった送水施設（米川から干拓地の間）の管理費は、入植時点では想定されない余分な費用であり、農家が負担すべきものではない。事業主体の国が費用を負担すべきもの。

平成17年度の事業計画（水源）変更の際に、国は、干拓地農家は土地改良法上の計画の事業参加者でないとし同法による同意徴集を、既耕地農家のみを対象に行った。営農を開始していた干拓農家へは理事会等での説明は行われたが、同意は取られていない。

維持管理費の軽減事業として国が提案された補助事業は、平成22年度からの5年間の期間限定事業であり、継続がなければ将来の管理運営が懸念されるため、米川土地改良区は管理者となることに不安感を持っている。

【補助事業を活用した場合の管理費】		補助事業の継続未定
これまでの暫定施設（現行） （H12～H21）	新たな代替施設（国提示案） （H23～H26）	同左 （H27以降）
15,000円/10a	15,300円/10a	20,050円/10a

補助事業：国営造成施設管理体制整備事業

新たに必要となった送水区間（米川から干拓地の間）は、平成22年4月から送水が開始されたが、この区間にあるろ過池に藻が大量に発生しており、機能障害や管理費の増大に繋がるのではないかと、地元の不安は高まっている。

1 5 農山漁村地域整備交付金の予算確保等について

提案・要望の趣旨

自治体の創意工夫や自由裁量に基づき、地方にとって必要な基盤整備を計画的に進められるよう、十分な交付金予算の確保を図ること。

本交付金は、財政力が弱く、地域営農に支障を生じたり、災害等を引き起こす恐れのある老朽化した施設を多く抱える地域により手厚く配分すること。

現制度では、地域ニーズに即した小規模なきめ細かな整備に対応できない。このため、農家のニーズや営農上の課題等に即したきめ細かい整備が実施できるよう、小規模な基盤整備を交付対象事業の基幹事業として位置付けること。

《提案・要望の背景、課題》

本県の23年度交付金要望額は、22年度配分額（17.75億円、国費ベース）に比べて、約1.5倍の26.55億円（5月時点）となるため、このままでは地域の意向や営農計画を踏まえた計画的な整備ができなくなる。

本県では、早くから基盤整備を実施してきたため、頭首工や農業水路など、水利施設の老朽化が進んでおり、営農への支障や災害発生などが懸念される。今後、このような施設の整備が増加するが、県財政力も厳しい状況にあるため、対応に苦慮。

このため、農業用河川工作物応急対策事業、農村地域環境保全整備事業及び広域農業用水適正管理対策事業に後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第3条に規定する「引上率」を適用できるようにされたい。

昨年度事業仕分けで廃止された農地有効利用支援整備事業のような小規模な整備に対する農家のニーズは高いが、本交付金では対応できない。このため、本県では、22年度補正予算で単県事業により代替補充する方針であるが、県財政も厳しく、対応に苦慮している。さらに単県事業では農家負担が増加してしまい、予定していた整備を断念せざるを得ない農家も出ており、営農を継続していく上で支障がある。

このため、地域農家のニーズに合わせた小規模な事業を基幹事業に位置づけ、自治体の判断で必要と考える事業に自由に充当することができるようにされたい。

（例）小規模低コスト農業支援事業（基幹事業に位置づける。）

1箇所当り工事費200万円以下の基盤整備

- ・ 農業用水路や排水路の補修
- ・ 暗渠排水施設の整備
- ・ 簡易なほ場の整備（畦畔除去等） など

現制度では、交付金の2割の範囲で自治体の創意工夫が認められる効果促進事業を実施することが可能だが、基幹事業の効果を促進する付帯事業に限定（基幹事業地域以外では実施不可）されており、地域農家のニーズに合わせて自治体の判断で自由に充当することが困難。

16 国営農業用ダムに係る農業用水の他目的利用について

提案・要望の趣旨

国営造成基幹水利施設（かんがい用水）を畜産用水など広義の農業用に利用する場合は、公共目的と認めて国有財産使用料を減免すること。

提案・要望の背景、課題

国営かんがい排水事業を実施した東伯地区は、かんがい用水として水を使った農業を推進しているが、水利用率が伸び悩んでいる。

一方で、畜産農家は規模拡大（移転・改築）を行う際、新たな畜産用水の確保に苦慮しており、国営事業で整備したかんがい用水を畜産用水として利用したいとの要望がある。

しかし、国営東伯地区のかんがい用水を畜産用水に使用するためには、国有財産の他目的使用料が必要なことが、畜産利用の隘路となっている。

国営東伯地区のかんがい用水を畜産用水に利用できれば、国営造成施設の有効活用と東伯地区の主要産業である畑地農業と畜産業の振興に繋がり、また畜産農家からの水使用料を現在不足している維持管理費財源に充てることができる。

< 国営東伯地区の水利用状況 >

- ・東伯地区の水利用率（畑：2,067ha）は計画の53%。
- ・国営事業で末端パイプラインを整備中であるが、厳しい農業情勢で利用の急増は見込めない。

< かんがい用水を畜産利用する際の隘路 >

- ・国営東伯地区のかんがい用水を畜産用水に使用するためには、水利権取得と国有財産の他目的使用料が必要。
- ・国有財産の他目的使用料は、ダム建設費を使用水量で按分し算定されるため高額で、水使用料が上水道より高くなり、畜産用水利用の隘路。

< 畜産用水：水代の試算 >

（単位：円／年・頭）

区 分	水代 円/m ³	乳用牛 (66m ³ /年・頭)	肉用牛 (22m ³ /年・頭)
他目的使用料	107	7,062	2,354
水使用料	60	3,960	1,320
計	167	11,022	3,674

東伯地区他目的使用料

$$102,852 \text{ 百万円} \div \text{耐用年数} \div \text{計画総取水量(年間)} = 107 \text{ 円} / \text{m}^3$$

（総事業費）

< 参考 > 琴浦町上水道料金：152 円 / m³

17 戸別所得補償制度の本格実施について

提案・要望の趣旨

所得補償の算定基礎となる生産費は、地域ブロックの数値を採用するなど、生産費の高い地域が不利とならないよう配慮すること。

本格実施において、激変緩和措置がなくなることへの不安の声が聞かれていることから、規模、品質、環境保全、団地化等に応じた加算を検討すること。この際、地域の実態を良く調査・把握されるとともに、制度設計に当たっては、地域の意見を聞きながら進めること。

米の所得補償の交付基礎となる生産数量目標の県への配分については、過剰作付相当分を翌年度の配分から除外する等、生産数量目標に即して生産を行った地域や生産者が不利とならない算定方式に見直すこと。

提案・要望の背景、課題

- (1) 現在の「米戸別所得補償モデル事業」では、交付金の算定に用いる生産費は全国平均とされているが、中山間地域の多い本県や中国四国地方は経営規模も小さく、生産費が大幅に高くなるため、中山間地域等直接支払制度の交付金を加えても、我々の地域でセーフティネットとして機能するのかを懸念。
- (2) 激変緩和措置がなくなった後の転作作物への助成水準や規模、品質、環境保全、主食用米からの転作等に応じた加算がどうなるのか等、不安の声が聞かれるところ。

< 激変緩和措置に関する本県の考え方と内容 >

旧制度との交付単価差が大きい大豆や、担い手加算や団地加算などがなくなった転作集団や集落営農等担い手への措置を重点化する方針を県協議会で決定。

大豆の交付単価を国設定額よりも4千円/10a 高くし、39千円/10a に決定。また、調整枠(44,836千円)を地域協議会に配分し、旧制度に比べて交付金の受取額が減少すると見込まれる転作集団、集落営農等担い手への緩和措置を実施。

これにより、交付金受取額が旧制度に比べて大幅に減少する担い手は、解消される見込み。

< 本制度以降を見据えた農家、関係団体の懸念と要望 >

地域水田営農の維持、発展及び転作作物の安定生産のために、集落営農や大規模化及び団地化を推進してきている。しかし、担い手加算、団地化加算がなくなったことにより、今後、これらの取り組みの停滞が懸念されており、本制度に盛り込まれる予定の加算措置の検討の際に配慮していただきたい。

- (3) 米政策は、米の需給調整により米価の安定を図る制度であるが、平成21年度においては、全国18府県、4万9千ヘクタールもの過剰作付が発生している。一方で、これらの府県のうち15府県で、平成22年度生産数量目標の配分が平成21年度に比べ増加しており、生産数量目標に即して生産している地域では強い不公平感がある。

18 果樹農家の経営支援について

提案・要望の趣旨

今春の天候不順による平成22年産の梨の大幅な減収に対し、農業共済制度における異常災害の認定及び共済金の早期支払について特段の配慮を図ること。

近年の景気後退により、果樹農家の経営状況は厳しい状況となっていることから、来年度本格的に実施される戸別所得補償制度に果樹も含めること。

提案・要望の背景、課題

3月下旬の降霜及び4月中旬の交配時期の低温により、柿や梨の実止まりが不良となっている。特に、梨の実止まり不良は県下全域で見られ、着果量は前年よりも2割程度減少するものと見込んでおり、農業共済(果樹共済)制度において異常災害となるのは必至の状況となっている。

については、鳥取県農業共済組合連合会から当初評価高報告書が届き次第、すみやかに異常災害の認定をしていただき、早期に被害農家へ共済金が支払えるよう再保険金の交付等について特段の御配慮をお願いしたい。

また、柿についても県東部において異常災害になる見込みであるので併せて御配慮いただきたい。

H22年産「梨」の被害状況等

引受状況			共済対象となる被害(見込み)(1)				農家への補償(見込み)				
戸数	面積	共済金額	戸数		面積		共済金	被害率	負担区分		
			/	%	/	%			組合	連合会	国
戸	a	千円	戸	%	a	%	千円	(2)%	千円	千円	千円
1,447	54,135	1,752,940	873	60.3	35,165	65.0	346,671	19.8	27,884	65,064	253,723

- 1 県内の農家が加入している引受方式のうち、半相殺(減収総合一般)方式は3割、全相殺(減収総合)方式は2割以上の減収で共済対象となり、災害収入共済方式は生産金額が2割以上の減で共済対象となる。
- 2 被害率(/)が、組合毎・引受方式毎に決められている通常標準被害率(3.7~4.9%)を大きく超えているため、異常災害の要件は満たしている。

本県特産の二十世紀梨は、近年の景気後退により単価が低迷しており、農家の経営は非常に厳しい状態となっている。

統計資料を基に主要な品目について、家族労働費を加えた生産費で果樹農家の農家所得を試算したところマイナスとなる。また、本県の特産である日本なしについて、主要な産地で試算した結果も同様であった。

については、来年度に本格実施される戸別所得補償制度の制度設計の中で、果樹を対象品目とすることについて前向きに検討いただきたい。

19 ジオパーク構想に関する支援について

提案・要望の趣旨

世界ジオパークネットワーク加盟に向けた取組を支援すること。

ジオパークに親しむ観光の充実や教育活動の促進に関する取組を支援すること。

ジオパークエリア内の自然公園施設整備に係る財源と権限を移譲すること。

提案・要望の背景、課題

科学的に貴重な地質や地形などを含む自然公園（地質遺産）を保護し研究に活用するとともに、教育や地域振興に活かすことを目的とした「ジオパーク」が、ユネスコ支援のもと、主に欧州や中国で取り組まれており、2004年には「世界ジオパークネットワーク」が設立

国内において日本ジオパークに認定された地域の集まりである「日本ジオパークネットワーク」が平成21年5月に設立

平成21年8月に糸魚川地域を含む3地域の世界ジオパークネットワークへの加盟が認定され、現在、山陰海岸ジオパーク（鳥取県、兵庫県、京都府）が世界ジオパークネットワーク加盟申請中

平成22年8月に世界ジオパークネットワーク委員による現地審査が実施され、10月頃には加盟の可否が判明する見込み

ジオパークエリアの地質学上の貴重な価値を保全し情報発信するためには、ジオパークエリアを有する自治体による機動的で効果的な施設整備が不可欠

（山陰海岸ジオパーク）

ジオパークテーマ

日本海形成に伴う多様な地形・地質・風土と人々の暮らし

主な地形・地質学的特徴

日本海沿岸の多様な海岸地形（鳥取砂丘、浦富海岸など）
第四紀における地磁気逆転期の発見サイト（玄武洞）
火成活動の影響を受けた豊富な温泉資源（岩井温泉、城崎温泉など）

（鳥取砂丘）



うらどめかいがん
（浦富海岸）



20 国際マンガサミット誘致・実施に向けた支援について

提案・要望の趣旨

2012年の第13回国際マンガサミット誘致・実施に向けた取組を支援すること。

まんがをキーワードとした地域づくりや観光客誘致、マンガコンテンツ産業の育成に関する取組に対し支援すること。

提案・要望の背景、課題

本県では、水木しげる氏、青山剛昌氏、谷口ジロー氏など多数の漫画家を輩出していることから、「まんが王国とっとり」としてまんがを切り口とした観光客誘致に取り組んでいる。

県内各地において、まんがを切り口とした地域の活性化に取り組んでおり、特に境港市の水木しげるロードは、年間170万人もの人々が訪れるまんがをテーマとした日本有数の観光地に成長し、北栄町の青山剛昌ふるさと館は、多くの外国人観光客を引き付け魅了している。

2012年(平成24年)に開催予定の第13回国際マンガサミット誘致に取り組んでおり、本年2月には国内候補地に選定されたところ(正式決定は今秋開催の韓国大会)。

鳥取県で開催する場合には、まんがというファクターを通して自然環境の保全や地域づくりへの活用、国内外からの観光客誘致などに繋がる取り組みを検討している。

(2012年国際マンガサミット内定)



(まんが名場面MAP)



2 1 スポーツ・ツーリズムに関する支援について

提案・要望の趣旨

鳥取県大山中海エリアをスポーツ・ツーリズムによる実証実験のモデル地区に指定し、外国人誘致に向けた取組を推進していくための環境整備等について支援すること。

提案・要望の背景、課題

当県の大山中海エリア（米子市・境港市・大山町等）は、皆生トライアスロンをはじめ、近年、北東アジア諸国の方々から人気の高い、登山、ウォーキングなどスポーツの盛んな地域であり、また、スポーツを始めとした、健康・医療、観光等に関する様々なコンテンツを有している。

大山中海エリアで今後一層の外国人誘客を目指すに当たって、永年培ってきたスポーツを軸としたスポーツ・ツーリズムにより、近隣諸国とりわけ北東アジア諸国からの誘客を一層推進していくための取組について、本格的に実施するよう準備を進めている。

スポーツ・ツーリズムによる外国人誘致に向けた新たな取組にチャレンジしていくための実証実験には、情報インフラ・施設の整備、人材調達、健康・医療サービスの充実、スポーツと観光が連携した地域運営組織の設置など地域における環境整備等への支援が必要である。



2 2 私立中学校に対する就学支援金制度について

提案・要望の趣旨

義務教育段階にある私立中学校の生徒に対しても、国において就学支援金を支給するよう制度化すること。

提案・要望の背景、課題

「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が成立し、平成22年4月1日から施行。

この法律により、今年度から、公立高等学校の授業料を徴収しないこととともに、私立高等学校等の生徒に対する就学支援金の支給が始まり、教育の機会均等という観点で教育に係る国費負担のあり方が大きく見直されたところ。

しかしながら、私立小・中学校については、このような措置がなされなかったことから、保護者の負担が軽減されないままの状態となっている。

本来、教育を受ける権利は平等にあるべきであり、私立高等学校も含めて授業料の無償化あるいは軽減措置が導入され、高等学校においても国費による負担が標準となった今、制度の整合を図る上では、義務教育である私立小・中学校にも軽減措置が導入されるべき。

とりわけ、私立中高一貫校では、同じ学校内において、中学生は保護者の負担が従来のみままで、一方、高校生には就学支援金が支給されることとなり、制度上の不整合がある。

<参考>

国の就学支援金制度の概要

- ・ 私立高等学校及び私立専修学校（高等課程）に通学する生徒に対し、公立の高等学校の授業料相当額（年額 118,800円）を支給
- ・ 低所得世帯については、収入に応じて助成額を上乗せ（1.5～2倍）

年収（相当）	250万円未満	250万円～350万円未満	350万円～
一人当たり支給額	年額 237,600円	年額 178,200円	年額 118,800円
（うち、上乗せ額）	（118,800円）	（59,400円）	-

中学・高校における国の保護者負担軽減措置

区分	小学校	中学校	高等学校
私立	なし	なし	就学支援金
公立	授業料無償	授業料無償	授業料無償化

2 3 地球温暖化対策の充実強化について

提案・要望の趣旨

- 「地球温暖化対策基本法」を早期に成立させること。
- 「地方環境税」(仮称)を創設すること。
- 二酸化炭素排出量削減のための社会システムを構築すること。
- 二酸化炭素の吸収源としての森林整備を促進すること。
- 新エネルギー導入のため、総合的な対策を推進すること。

提案・要望の背景、課題

昨年9月、鳩山首相は国際連合気候変動サミットにおいて、温室効果ガス排出について、「1990年比で2020年までに25%削減を目指す」中期目標を表明し、世界各国から賛意を持って歓迎された。

国においては、この国連演説に基づき、地球温暖化対策を推進するため中長期的な排出削減目標を設定した地球温暖化対策基本法案が第174回通常国会で審議されていたが、参議院では審議未了となった。

地方においてもこうした動きを踏まえ、「環境」をキーワードに各産業の振興を目指すことは、二酸化炭素削減はもとより新たな産業分野及び雇用の創出につながる。

「地球温暖化対策基本法」の早期成立

- 地球温暖化対策を積極的に推進していくために、温室効果ガスの排出量の削減に関する中長期的な目標や基本的な施策等が規定されている「地球温暖化対策基本法」を早期に成立させることが必要。

「地方環境税」(仮称)の創設

- 二酸化炭素の排出を抑制するために、ガソリンや軽油等の化石燃料及び自動車の車体に対して、環境への負荷(CO₂排出量等)に応じて課税する仕組みを取り入れた新税を創設し、「地方環境税」(仮称)として、地球温暖化対策に重要な役割を果たしている地方の財源を確保することが必要。

二酸化炭素排出量の削減のための社会システムの構築

- 国内排出量取引制度、J-VER及び国内クレジットなど、市場メカニズムを活用した二酸化炭素削減方策の果たすべき役割は大きい。
カーボンオフセットやカーボンフットプリントについて企業、国民への周知を図り、早期の普及拡大の措置を講じることが必要。
排出枠売買の活性化のため、国内排出量取引の早期本格的導入、さらには国内排出権統一市場の構築に向け措置を講じることが必要。

二酸化炭素の吸収源としての森林の整備等の推進

- 二酸化炭素の吸収源である森林の整備・保全を進めるとともに、木質バイオマスや国産材の利用の拡大に向けた対策を講じることが必要。

新エネルギー導入促進のための総合的な対策の推進

- 二酸化炭素の排出を抑制するためには、地域の特性を活かした各種の新エネルギー(太陽光、太陽熱、風力、小水力、バイオマス、地熱・温泉熱等)の導入促進が重要であるが、経済性が依然として大きな課題である。

現在の国の施策は太陽光の促進に重点が置かれているが、太陽光に限らず、発電量の全量買取制度等の経済面のインセンティブ確立に向けた国の総合的な対策が必要。

2 4 黄砂問題に対する取組の推進について

提案・要望の趣旨

黄砂に関する実態解明調査・研究を推進すること。

発源地の砂漠化を防止するための対策・事業を推進すること。

東アジア諸国との連携を推進すること。

提案・要望の背景、課題

近年、日本への黄砂の飛来回数が増加傾向にあり、鳥取県においても飛来回数は直近の10年間では、それまでの10年間の2倍以上にも増加し、また去年は、近年見られなかった秋から冬にかけても飛来が確認されるなどの状況がある。今後も中国内陸部等の砂漠化の進行に伴い、黄砂の発生回数の増加等が懸念されているところであり、韓国においては、大飛来時には学校休校等の影響も見られる。

呼吸器疾患やアレルギー等人の健康に影響を及ぼすことも懸念されており、また、全国的に黄砂観測日には、有害重金属類が非黄砂観測日に比べ高濃度で検出される傾向が見られる。

このため、当県においては、大学等と連携した黄砂中の金属や微生物の調査、また、他府県と黄砂の調査研究に関する情報交換等を実施しているところ。

国においても、黄砂実態解明調査、黄砂観測網の整備のほか国際的な取組が進められているが、より強力な黄砂問題に対する次の取組が必要。

(1) 実態解明調査・研究の推進

黄砂の飛来ルートや規模、発生メカニズム、黄砂が大気汚染物質を吸着し輸送するといった複合影響等の解明に関する調査・研究を一層進めるとともに、黄砂の健康への影響に関する調査・研究を着実に実施すること。

(2) 対策・事業の推進

発源地域の砂漠化を防止するため、2005年にアジア開発銀行等4国際機関と日本、中国、韓国、モンゴルの4カ国による共同プロジェクトで作成された黄砂の防止と抑制に関する地域協力のため、関係各国と協力したマスタープランを具現化すること。

(3) 連携の推進

黄砂問題は、東アジア地域の共通の問題であり、関係各国と一層の連携を図った調査・対策を推進すること。

2 5 国内地方航空路線の維持・拡充について

提案・要望の趣旨

羽田空港の再拡張に伴う新規発着枠については、国内路線に十分な規模の枠を確保し、米子・鳥取 - 東京便の増便等に活用できるよう、特に地方路線に優先的に配分すること。

米子 - 名古屋便など地域の存立と活性化のための命綱となっている地方ネットワークを維持・確保するため、その公共的な役割を踏まえて必要な支援を行うなど、航空行政のあり方を検討すること。

《提案・要望の趣旨》

1 鳥取県における航空路線の重要性

鳥取県には新幹線がなく、高速道路も含めた高速交通網は依然として不十分であり、首都圏・中京圏等への移動を大きく航空便に依存。鳥取県にとって、航空便は、産業振興、企業誘致、定住促進、観光誘客等、地域の存立と活性化のための命綱であり、その充実を図り、利用者の利便性を高めることが地域活性化及び観光振興にとって喫緊の課題。

2 県内空港発着便の状況

< 鳥取・米子 - 東京便 >

現行は鳥取 - 羽田線 4 便、米子 - 羽田線 5 便。搭乗率、搭乗者数は安定的に推移。

< 米子 - 名古屋便 >

航空会社が利用低迷を理由に平成 2 3 年 1 月 5 日から路線休止を表明。

[平成 21 年度]

路線	搭乗者数	搭乗率
鳥取-羽田線	(305,265) 295,553人	(63.2) 61.3%
米子鬼太郎-羽田線	(402,021) 384,936人	(66.4) 63.7%
米子鬼太郎-名古屋線	(46,506) 23,109人	(49.3) 42.9%

(注) 上段()書きは平成 20 年度の数値。
名古屋便は H21.4.1 から 1 日 1 便。

3 航空便利用促進のための地元の取組

全日空とタイアップした搭乗率向上キャンペーンや、平成 2 2 年 4 月 2 6 日に決定された「米子鬼太郎空港」の愛称活用など、官民挙げて利用拡大の取組を強力に展開。

4 地方路線を維持するための航空政策

国土交通省成長戦略会議の最終報告では、地域が主体的な役割を果たし、航空会社とのパートナーシップにより航空輸送サービスの確保を目指す場合に、国としても着陸料体系の再構築等により支援を行うこととされている。

一方、高速道路千円施策などによる自動車交通への転換は、フェリーや鉄道のみならず、地方航空路線の低迷にも影響していると思われる。

26 少人数学級の制度化について

提案・要望の趣旨

OECDの主な加盟国の学級編制基準（20～30人）に近づけるため、公立小中学校の一学級あたりの人数の上限引き下げを求めた中央教育審議会の提言を踏まえ、30人学級などの少人数学級の制度化と教職員定数の改善を行うこと。

そのために必要となる教職員の人件費、校舎整備費等の財源措置をすること。

提案・要望の背景、課題

この少人数学級は、教育効果があり、市町村教育委員会や保護者からも継続を求める声強いが、財政的負担が大きく、単県では厳しい状況。

少人数学級は、学力向上のみならず、雇用創出にもつながるもの。

1 鳥取県の状況

当県では、平成14年度から給与カットを財源とした鳥取県版ニューディール政策において、小学校1・2年生で30人学級、中学校1年で33人学級といった少人数学級を県独自に実施。

当県の児童生徒の状況として、全国学力・学習状況調査の結果などから、全体的にはおおむね良好な状況。

一方で、学ぶ意欲の低下や学力の二極化（傾向）などの課題が顕在化。

基本的な生活習慣の定着や学ぶ意欲の向上等を図るため、少人数学級の実施によるきめ細やかな対応が必要。

2 全国的な状況

いわゆる小1プロブレムや中1ギャップなどの教育課題への対応、一人ひとりの子どもに教員が向き合う環境づくりの観点から、きめ細やかな対応が可能な環境づくりが必要。

全国的に多くの県で学級編制の弾力化に基づく少人数学級等が実施されているが、その財源の確保には苦慮。

3 制度化と財源措置の必要性

少人数学級の制度化及び必要となる教職員の人件費、校舎整備等の財源措置は、国際的な見地からも『全ての人に質の高い教育を提供する』ために是非とも必要な教育施策。

1学級あたりの児童生徒数を示す学級編制基準は、日本が40人であるのに対し、OECDの主な国では20～30人。

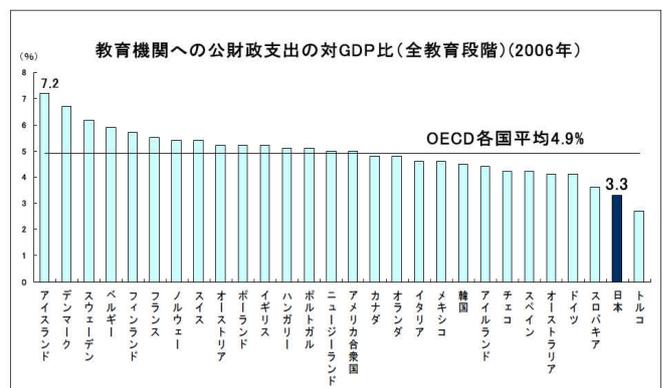
2006年国内総生産（GDP）に占める教育費の公財政支出割合は、OECD加盟国の対GDP比平均は4.9%に対し、日本は3.3%と比較が可能な28カ国の中で下から2番目。

学級規模の基準と実際 [国際比較]

(公立)

	学校種	学級編制基準
アメリカ (初等・中等教育の州の場合)	小学校	第1-3学年 学区内平均で1学級当たり30名を上限とし、さらに学区内に2名を認める学級がないこと
	小学校・ミッドレベル	第4-6学年 1984年度の教員1人当たり児童生徒数の州内平均(29.9名)が同年度の当該学区の教員1人当たり児童生徒数のうち大きい数値を上限とする
イギリス	小学校	第1-2学年 30人(上限)
	中等学校	第3-6学年 なし
フランス	幼稚園・小学校 中等学校	なし(児童数と地域事情に応じて、国の地方事務所(県レベル)が教員数と1学級当たり平均児童数を決定。教員当たり平均児童数は17-20)
	前期・コレージュ 後期・リセ	なし(生徒数と地域事情に応じて、国の地方事務所(地域圏レベル)が教員数を決定。教員当たり平均児童数はコレージュで21-24人)
ドイツ (初等・中等教育の州の場合)	基礎学校	(標準)(範囲) 第1-4学年 24人 18-30人
	中等教育 H77 トリュール ギムナジウム	第5-10学年 24人 18-30人 第5-10学年 28人 26-30人
	日本	小学校 40人(上限) 中学校 40人(上限) 高校 40人(標準)

文部科学省調査



※トルコ(2.7%)は、昨年はデータの提出がなかった。

27 北朝鮮当局による拉致問題の早期解決について

提案・要望の趣旨

松本京子さんをはじめとするすべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するため、首相の強いリーダーシップの下、政府一体となり毅然とした取組を行い、現在のこう着状態の打開を図ること。

提案・要望の背景、課題

松本京子さんは、拉致されてから 33 年目を迎えた。お母さんの^{みつえ}三江さんは齢を重ねられながらも（87 歳）、娘の帰国を待ちわびている。兄の^{はじめ}孟さんも、このたび新たに就任された菅首相が拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力をあげる考えを示されたことに期待されている。

また、このたびの金賢姫元北朝鮮工作員の来日に当たって金氏と面会された孟さんは、「せっかく困難な招聘に成功し世論喚起につながったので、この機会にあらためて政府一丸となり、首相や中井大臣を先頭に政府として最善の努力をしてほしい。」と切に要望されている。

【政府認定拉致被害者】

^{まつもときょうじ}松本京子さん（米子市出身、当時 29 歳）：昭和 52(1977)年 10 月 21 日、自宅近くの編み物教室に向かったまま行方不明。

平成 18(2006)年 11 月 20 日、政府が拉致被害者と認定
（全国で 17 人目、県内初）



【特定失踪者（拉致の可能性が指摘されている人）】 特定失踪者問題調査会の公表による^{ふるいちみすこ}古都瑞子さん（日南町出身、当時 47 歳）：昭和 52(1977)年 11 月 14 日、普段着で出かけたまま行方不明。自宅には旅行の切符やポケベルも置いたまま。

平成 19 年 6 月、特定失踪者問題調査会は、調査の結果「拉致の可能性が高い」と判断

平成 19 年 8 月、米子警察署に告発状（所在国外移送目的略取誘拐罪）を提出。

^{やくらとみやす}矢倉富康さん（米子市出身、当時 36 歳）：昭和 63(1988)年 8 月 2 日、一人で出漁して行方不明。精密工作機械製作の元エンジニア。

平成 19 年 6 月、特定失踪者問題調査会は、調査の結果「拉致の可能性が高い」と判断

平成 19 年 10 月、米子警察署に告発状（所在国外移送目的略取誘拐罪）を提出。

^{うえだえいじ}上田英司さん（伯耆町出身、当時 20 歳）：昭和 44 年(1969)11 月 4 日、「京都に行ってくる」と東京の下宿家主に言ったまま行方不明。荷物は紙袋一つ。



2 8 移植医療の体制整備について

提案・要望の趣旨

臓器の移植に関する法律の改正を積極的に広報するなど移植医療の普及啓発に国として積極的な対応をとること。

県内唯一の移植施設である独立行政法人国立病院機構米子医療センターが計画している施設更新築と移植医療関係者の人材育成、移植に対する相談機能、腎不全進展予防の相談・指導機能などを持つ「腎センター」の整備を支援すること。

《提案・要望の背景、課題》

- 1 人工透析患者の増加、海外渡航移植制限の国際的な流れなどを背景に移植医療の体制整備が急務。
- 2 国におかれては、本人の臓器提供意思が不明の場合であっても遺族の書面承諾により臓器提供を可能とするなど臓器の移植に関する法律を改正されたところ。
- 3 当県においても、法改正を契機に移植医療の体制を一層整備するため、院内移植コーディネーターを新たに委嘱するほか、各種イベントや普及啓発事業により法改正の内容をはじめ移植医療について県民に広くお知らせするなど力を入れているところ。しかし、年々県内の人工透析患者が増加する一方で献腎移植は平成15年以来ないなどの状況に鑑み一層の対策が望まれる。

〔臓器移植にかかる現状（平成22年6月30日現在）〕

区 分	鳥取県	全 国
現在、臓器（腎臓）移植を待っている人	38人	11,539人
献腎移植（亡くなった方の腎臓）を受けた人	8人	2,520人
臓器（腎臓）提供した人	2人	1,208人

〔透析医療にかかる現状〕

	透析患者数		増減数 (-)	比較 (/)
	平成21年	平成16年		
鳥取県	1,335人	1,142人	193人	116.9%
全 国	2,906,755人	2,481,666人	425,089人	117.1%

鳥取県は（財）鳥取県臓器バンク調べ、全国は（社）日本透析医学会調べ

〔当県の普及啓発活動（7月17日の施行日前後の広報）〕

- ・とっとり県政だより7月号に改正内容掲載
- ・山陰本線JR中吊りポスターで改正内容等掲載(7/21~8/1)
- ・移植を受けた子どもたちの作品展の開催(7月~9月)
- ・生体移植を受けた方のミニライブの開催(8/1、8/21、9/4)